

～小豆島・土庄町への  
Uターン・就業 を応援～

# 土庄町奨学金返還 Uターン支援制度

## 制度の目的

■将来を担う若者の定住を図るため、土庄町に居住して小豆郡内の事業所で就業している方を対象に、奨学金の返還を支援しています。

## 対象の奨学金

### 土庄町が貸付けした奨学金

- ※1 健康福祉課所管の土庄町看護学生等奨学金については別途免除制度があります。
- ※2 日本学生支援機構等の奨学金は対象外です。

## 補助要件

次のすべてに該当する方。

- ① 土庄町内に住所を有している方
- ② 小豆郡内の事業所で就業している方
- ③ 前年度に奨学金を返還している方、または完済から1年以内である方

## 補助金額

次の、①・②のいずれか低い額

- ① 申請前年度の奨学金返還額
- ② 申請年度の補助上限額(※)

※補助上限額の算出式

奨学金の貸付額 ÷ (貸付年数 × 2倍)

算出例

240万円 ÷ (4年 × 2倍) = 30万円

## 申請書類

- ・ 申請書及び誓約書
- ・ 前年度の奨学金返還額が分かる書類の写し
- ・ 小豆郡内の事業所で就業していることを証する書類(就業証明書)

## 申請期間

毎年4月1日から9月30日まで

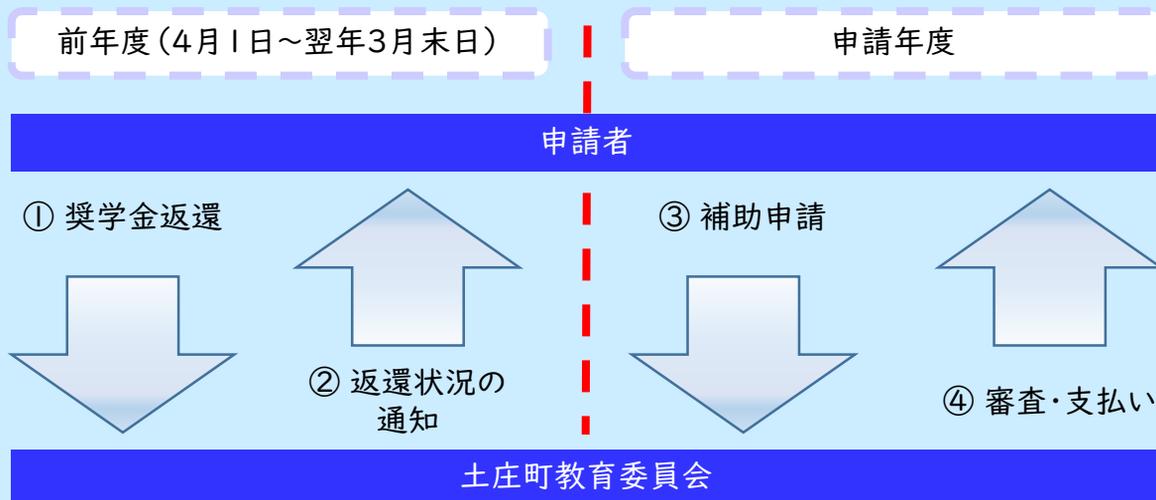
## 問合せ先

土庄町教育総務課

〒761-4192

香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400-2  
TEL 0879-62-7012

# 補助金交付までの流れ



- ① 奨学金の返還は、1年間の猶予期間後、貸付けた年数の2倍の範囲内で毎年返還していただきます。
- ② 奨学金の返還状況(返還済金額・返還残額等)を記載した通知文を送付します。
- ③ 申請期間内(4月1日から9月30日まで)に補助申請をしてください。
- ④ 審査決定後、補助金をお支払いします。



## よくある質問 (Q & A)



### Q1. 土庄町奨学金以外の奨学金も補助の対象になりますか？

教育委員会から貸与を受けた奨学金(健康福祉課所管の看護学生等奨学金を除く)のみ補助の対象です。

### Q2. 2回目以降の申請は、毎年度手続きが必要ですか？

毎年度、同様の申請手続きを9月末日までに行ってください。居住・就業要件を確認するための大切な手続きです。

### Q3. 申請書等はどこで受け取ることができますか？

教育総務課(庁舎3階)窓口のほか、インターネットからダウンロードが可能です。就業証明書は、必ず就業先で記載してもらったものを提出してください。



【QRコード】

～詳しくは、土庄町ホームページか教育総務課にお問い合わせください～